

福井県屋外広告物条例（昭和39年福井県条例第45号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>（罰則）</p> <p>第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>または50万円以下の罰金に処する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（罰則）</p> <p>第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>または50万円以下の罰金に処する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>

附 則 （令和7年条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。